

青果物生産出荷安定事業 業務方法書

昭和 46 年 8 月 21 日	変更	平成 2 年 3 月 9 日	変更	平成 23 年 3 月 23 日
変更 昭和 47 年 9 月 4 日	変更	平成 3 年 2 月 21 日	変更	平成 24 年 3 月 19 日
変更 昭和 48 年 4 月 3 日	変更	平成 5 年 5 月 10 日	変更	平成 25 年 3 月 22 日
変更 昭和 49 年 6 月 18 日	変更	平成 6 年 4 月 1 日	変更	平成 26 年 3 月 25 日
変更 昭和 50 年 4 月 10 日	変更	平成 8 年 4 月 1 日	変更	平成 26 年 8 月 28 日
変更 昭和 51 年 4 月 7 日	変更	平成 9 年 4 月 1 日	変更	平成 27 年 3 月 23 日
変更 昭和 51 年 8 月 20 日	変更	平成 10 年 4 月 1 日	変更	平成 28 年 3 月 31 日
変更 昭和 52 年 4 月 14 日	変更	平成 11 年 4 月 1 日	変更	平成 29 年 3 月 17 日
変更 昭和 53 年 4 月 14 日	変更	平成 12 年 4 月 1 日	変更	平成 30 年 3 月 9 日
変更 昭和 54 年 4 月 14 日	変更	平成 13 年 4 月 1 日	変更	平成 30 年 9 月 7 日
変更 昭和 55 年 5 月 28 日	変更	平成 14 年 4 月 1 日	変更	平成 31 年 3 月 4 日
変更 昭和 56 年 5 月 23 日	変更	平成 15 年 4 月 1 日	変更	令和元年 7 月 29 日
変更 昭和 57 年 3 月 4 日	変更	平成 16 年 4 月 1 日	変更	令和 2 年 2 月 28 日
変更 昭和 58 年 2 月 23 日	変更	平成 17 年 4 月 26 日	変更	令和 2 年 11 月 19 日
変更 昭和 59 年 2 月 24 日	変更	平成 18 年 3 月 8 日	変更	令和 3 年 3 月 4 日
変更 昭和 60 年 3 月 25 日	変更	平成 19 年 3 月 26 日	変更	令和 4 年 3 月 24 日
変更 昭和 61 年 3 月 26 日	変更	平成 19 年 7 月 23 日		
変更 昭和 62 年 3 月 30 日	変更	平成 20 年 1 月 31 日		
変更 昭和 63 年 3 月 26 日	変更	平成 21 年 3 月 9 日		

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この業務方法書は、公益社団法人群馬県青果物生産出荷安定基金協会（以下「協会」という。）の事業の実施について基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営を図ることを目的とする。

(業務の執行)

第 2 条 協会は、その事業の公共性にかんがみ、関係行政庁及び関係団体と緊密な連絡のもとに、定款及びこの業務方法書の定めるところによりその業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

(対象品目等)

第 3 条 協会が行う青果物価格が低落した場合の生産者補給金（以下「補給金」という。）交付の事業（以下「補給事業」という。）の対象となる青果物（以下「対象品目」という。）及び対象となる出荷期間（以下「対象出荷期間」という。）その他補給金にあてるための資金（以下「補給資金」という。）の造成及び補給金の交付に関する基準は、別表 1 のとおりとする。

(共同出荷等)

第4条 補給事業の対象は全国農業協同組合連合会（以下「全農群馬県本部」という。）を通じて共同出荷し、かつ原則として共同計算が行われているものとする。

(対象規格)

第5条 対象品目の出荷規格は、群馬県青果物標準出荷規格またはこれに準じた規格により格付けがされたものとする。

(対象市場等)

第6条 補給事業の対象となる市場等は、全農群馬県本部の指定市場等とする。

(業務対象年間)

第7条 協会は、3年間を1業務対象年間として業務を行うものとする。

2. 第10条により積立てられた資金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難と認められる場合、その他止むを得ない場合には協会は群馬県知事に届け出て前項の期間を短縮することができる。

第2章 補給資金の造成及び管理

(補給金の交付に関する予約)

第8条 生産者補給金の交付を受けようとする会員は、対象品目ごとに、当該業務対象年間が始まる年の年度始めに、交付予約数量を記載した申込書（別記様式第1号）により申込みものとする。

2. 協会は、前項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なくその旨を当該会員に対して通知するものとする。

3. 会員は、交付予約数量を増減した場合は本条第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、増加の場合は、申込書（別記様式第2号）により申込みものとする。

(交付予約数量の減少又は解約)

第9条 前条2項により通知を受けた会員は、生産者が農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に基づき、農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係成立（成立する見込みを含む）に係る、交付予約数量の減少又は解約を申し込むことができる。

2. 前項の申し込み期限は、対象品目の減少又は解約しようとする年の対象出荷期間が開始される日の1か月前の日までに申し込むものとする。第8条第2項の規定により通知を受けた会員は、別記様式第5号を提出して、その通知に係る交付予約数量の減少又は解約を申し込むことができる。

(負担金)

第10条 補給資金を造成する会員の負担金の額は、対象品目ごとに別表1の資金造成単価の欄に掲げる額に第8条の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に、さらに、会員ごとの負担割合を乗じて得た額とする。ただし、直前の業務対象年間において残額がある場合にはその額を控除した額とする。

2. 負担金の負担割合は、別表2のとおりとする。

3. 負担金の納入期限は、対象品目ごとに対象出荷期間開始の日の10日前の日までとする。また、群馬県は協会から、群馬県蚕糸園芸振興事業補助金等交付要綱に基づき

負担金の請求が来た時は、速やかに支払うものとする。ただし、協会が必要と認めた時は、納入期限を延期することができる。

4. 協会は、負担金を納入させるときは、当該会員に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入告知書を送付するものとする。

5. 会員は、協会に納入すべき負担金につき、相殺をもって協会に対抗することができない。

(負担金の返戻)

第 11 条 協会は、業務対象年間の期間内においては、当該業務区分に係る負担金を会員に対し返戻しないものとする。

2. 第 7 条に定める業務対象年間の終了又は短縮に伴い新たに開始する業務対象年間に係る交付予約数量がその直前の業務対象年間に係る交付予約数量若しくは資金造成単価等を下回り資金造成額が減じる場合、又は第 9 条に係る交付予約数量の減少若しくは解約が成立した場合において、会員から負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

(補給資金の管理)

第 12 条 補給資金は、対象品目及び会員ごとに勘定区分して経理するものとする。

(累積限度額)

第 13 条 生産者補給資金の業務対象年間における累積限度額は、総会において決定した額とする。

第 3 章 補給金の交付

(補給金を交付する場合)

第 14 条 補給金の交付は、対象品目ごとに第 8 条の規定による申込みをした会員が生産者の委託を受けて出荷した対象品目の月(旬)別加重平均販売価格に相当する額(以下「平均販売価格」という。)が別表 1 に掲げる当該月(旬)の保証基準額(以下「保証基準額」という。)を下回った場合に行うものとする。

(補給金の金額)

第 15 条 補給金の金額は、対象品目及び会員ならびに出荷の月(旬)ごとに補給金単価に出荷数量から、第 16 条に定める補給金の交付の対象としない数量を除いた数量(その数量が、その数量を対象出荷期間に出荷した対象品目の数量で除して得た数値に会員の交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合は、その乗じて得た数量)を乗じて得た額とする。

2. 前項の補給金単価は、対象品目ごとに保証基準額から平均販売価格(平均販売価格が対象品目ごとに別表 1 の最低基準額の欄に掲げる金額を下回ったときは、最低基準額)を差し引いて得た金額に 10 分の 8 を乗じて得た額とする。

(補給金の交付の対象としない数量)

第 16 条 農業保険法(昭和 22 年 12 月 15 日法律第 185 号)に規定する農業経営収入保険事業に加入する生産者の出荷する青果物は本事業の補給金の交付の対象から除外するものとする。ただし、農業経営収入保険事業の加入申請をしたことがない生産者(加入申請の承諾を受けたことがない生産者を含む。)が加入申請を行う場合に成立する

保険関係（以下「初年の保険関係」という。）の保険期間及び初年の保険関係に引き続いて加入申込を行う場合に成立する保険関係の保険期間については、当該保険期間と本事業の対象出荷期間が重複する場合であっても、当分の間、本事業を利用することができるものとする。（以下「同時利用の特例」という。）なお、収入保険制度に加入する生産者は会員に対して、本事業を利用しない意思及び期間を書面により、当該利用しない期間が始まる前に申告することとする。

（補給金の限度）

第 17 条 補給金の交付は、交付予約数量に対応する額。ただし、第 12 条の勘定区分で管理する資金の範囲内とする。

（出荷数量及び販売価格の認定）

第 18 条 補給金交付の前提となる出荷数量及び販売価格は、当該対象市場等の仕切書等を基礎として、協会が認定したものでなければならない。

（平均販売価格の通知）

第 19 条 協会は、対象品目及び月（旬）ごとに当該対象出荷期間終了後遅滞なく、平均販売価格を算定し、その結果を関係会員に通知しなければならない。

（補給金の交付申請）

第 20 条 会員は、補給金の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から 2 週間以内に生産者補給金交付申請書（別記様式第 3 号）を協会に提出するものとする。

（補給金の交付）

第 21 条 協会は、前条の交付申請書を審査し、適当と認めたときは、当該会員に対し遅滞なく補給金を交付するものとする。

2. 会員が前項の規定により補給金の交付を受けたときは、生産者に適正に配分しなければならない。

（補給金の返還）

第 22 条 協会は、会員が次の各号の 1 に該当した場合は、補給金の全部若しくは一部を交付せず、または既に交付した補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 協会に提出した交付申請書に誤りの記載があったとき。
- (2) 協会に対する義務の履行を怠ったとき。
- (3) 協会の交付した補給金の配分方法が適当でないとき。
- (4) 農業経営収入保険事業に加入する生産者に対し補給金が交付されたとき。ただし、同時利用の特例に該当する場合は、対象外とする。

第 4 章 雑 則

（報告及び調査）

第 23 条 会員は、第 17 条第 2 項に基づいて補給金を生産者に配分したときは遅滞なくその結果を別記様式第 4 号により報告しなければならない。

2. 協会は、その目的を達するため必要があると認めるときは会員に対し必要な報告を求めることができるほか、必要な調査を行うことができるものとする。

附 則

1. ～49. 省略

50. この業務方法書の一部改正は、群馬県知事の承認をもって行い、適用する。